

8 健康福祉

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とした第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、第 6 期計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、第 6 期及び第 7 期計画の取組みをさらに推進していく計画としています。

介護予防に重点を置き、4 つの基本目標に取り組むことで、多世代多職種で支え合う「地域包括ケア」を推進するとともに、認知症対策、要介護者等の自立支援、担い手の確保等を進めます。

この計画の基本理念に立ち、介護保険制度の適正な運営と高齢者福祉事業の推進に取り組みます。

(1) 計画の基本方針

- ア 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- イ つながり合い・助け合いの仕組みづくり
- ウ 生きがいづくりの推進
- エ 介護予防・健康づくりの推進
- オ 認知症施策の総合的な推進
- カ 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進
- キ 2040 年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
- ク 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
- ケ 計画推進体制の整備
- コ 介護保険サービスの見込み量
- サ 財源構成と介護保険料

(2) 介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

ア 介護サービス事業量の見込み

項 目	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅サービス						
訪問介護	(回/年)	807,694	798,179	836,915	808,993	858,476
訪問入浴介護	(回/年)	9,602	8,447	9,952	7,904	10,234
訪問看護	(回/年)	102,449	102,693	105,864	102,902	108,714
訪問リハビリテーション	(回/年)	71,284	66,215	73,556	70,902	75,602
居宅療養管理指導	(人/年)	11,148	12,679	11,520	13,205	11,820
通所介護	(回/年)	308,420	293,245	326,473	274,980	334,818

項 目	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅サービス						
通所リハビリテーション	(回/年)	73,085	66,463	75,878	62,579	77,836
短期入所生活介護	(日/年)	49,693	51,638	55,463	50,785	56,890
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	8,038	6,452	8,819	6,168	9,065
短期入所療養介護（介護医療院）	(日/年)	1,819	75	2,002	0	2,425
福祉用具貸与	(人/年)	51,636	49,941	53,280	49,483	54,660
特定福祉用具購入	(人/年)	564	526	624	590	648
住宅改修	(人/年)	348	339	360	303	396
特定施設入居者生活介護	(人/年)	6,120	5,659	6,468	5,452	6,564
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	792	883	792	1,117	852
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	1	0
地域密着型通所介護	(回/年)	112,129	97,787	115,404	93,883	118,218
認知症対応型通所介護	(回/年)	10,730	9,570	10,949	9,063	11,203
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,368	959	1,392	1,017	1,416
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,996	3,672	4,068	3,660	4,176
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,584	1,453	1,596	1,442	1,644
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,548	1,358	1,548	1,322	1,896
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	16	0	12	348
施設サービス						
介護老人福祉施設	(人/年)	12,168	11,575	12,168	11,586	12,168
介護老人保健施設	(人/年)	8,064	8,016	8,064	8,193	8,064
介護医療院	(人/年)	1,224	1,201	1,224	1,209	1,224
居宅介護支援	(人/年)	66,780	64,775	68,952	63,845	70,668

イ 介護予防サービス事業量の見込み

項 目	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	210	207	252	208	336
介護予防訪問看護	(回/年)	12,919	13,922	13,136	14,301	13,410
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	24,408	23,858	25,046	25,966	25,477
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	732	884	744	1,084	768
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	4,968	4,615	5,136	4,248	5,232
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	1,397	1,611	1,472	1,685	1,548
介護予防短期入所療養介護（老健）	(日/年)	338	274	338	146	338
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	(日/年)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	24,612	25,150	25,080	25,945	25,548
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	384	332	420	362	456
介護予防住宅改修	(人/年)	360	293	420	291	420

項 目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	732	617	780	552	780
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	115	9	115	0	115
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	36	62	36	22	36
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	24	26	24	17	24
介護予防支援	(人/年)	29,076	29,395	29,628	29,987	30,180

(3) 施設整備計画

ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

区分		第7期末現在の整備実績 (実績ベース短期入所を除く)		第8期 計画
		施設数	定員(人)	整備数(定員)
介護老人福祉施設	松本市	9	742	40
介護老人保健施設	松本市	9	686	0

イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設)

区 分	令和2年度 までの 整備状況	第8期 (R3～R5)					
		R3		R4		R5	
		整備箇所数	計	整備箇所数	計	整備箇所数	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	3	0	3	0	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	42	4	46	0	46	0	46
認知症対応型通所介護	10	0	10	0	9	0	9
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	1	0	1
認知症対応型共同生活介護	21	0	21	0	21	0	21
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	5	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	0	4	0	4

ウ 整備実績 (第8期計画)

年度	区 分	設置主体	名 称	定員	設置圏域
R4	看護小規模多機能型居宅介護	エフビー介護 サービス(株)	看護小規模多機能 あったかほーむかまだ	29	中央西

2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
第1号被保険者数(65歳以上)	67,151人	67,189人	67,401人	66,992人	67,655人
第1号認定者数	13,048人	12,504人	13,328人	12,401人	13,622人
第1号被保険者数に対する割合	19.4%	18.6%	19.8%	18.5%	20.1%

(2) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

第8期（令和3年度～令和5年度）		
段階	料率	年額
第1段階	0.30	21,200円
第2段階	0.50	35,340円
第3段階	0.70	49,470円
第4段階	0.90	63,610円
第5段階	1.00	70,680円
第6段階	1.15	81,280円
第7段階	1.25	88,350円
第8段階	1.45	102,480円
第9段階	1.60	113,080円
第10段階	1.80	127,220円
第11段階	1.90	134,290円

(3) 給付費

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
総給付費 (介護給付費+予防給付費)	円	円	円	円	円
	20,235,576,000	19,195,488,387	20,817,394,000	19,223,805,956	21,371,568,000
高額介護サービス費等給付額	473,715,000	447,474,548	477,802,000	433,129,931	488,174,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	119,039,000	60,248,351	66,843,000	60,092,080	68,294,000
特定入所者介護サービス費等給付額	466,792,000	452,124,634	425,031,000	383,637,763	434,262,000
審査支払手数料	21,506,000	20,348,372	21,960,000	20,482,468	22,437,000
合計	21,316,628,000	20,175,684,292	21,809,030,000	20,121,148,198	22,384,735,000

(4) 地域支援事業

ア 地域包括ケアシステムの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、入退院時等に切れ目のないサービス提供ができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが包括的に提供される体制の構築を推進します。

イ 認知症施策の総合的な推進

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても自分の意思が尊重され、希望をもって

自分らしく日常生活を過ごせるために必要な施策を行います。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

65 歳以上の人を対象にした介護予防事業で、自立した生活が送れるよう支援します。

(5) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、①保健師等、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の 3 専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

名 称	設置主体	担 当 地 区	住 所
松本市北部地域 包括支援センター	松本市	岡田、本郷、四賀	岡田下岡田 39-2
松本市東部地域 包括支援センター		第 3、入山辺、里山辺	里山辺 910-1（うつくしの里内）
松本市中央地域 包括支援センター		第 1、第 2、東部、中央、 白板	本庄 2-10-21（慈泉会第 3 ビル内）
松本市中央北地域 包括支援センター		城北、安原、城東	元町 3-7-1（ふくふくらいず内）
松本市中央南地域 包括支援センター		庄内、中山	筑摩 2-31-1-1
松本市中央西地域 包括支援センター		田川、鎌田	巾上 9-26
松本市南東部地域 包括支援センター		寿、寿台、内田、松原	寿中 2-20-1（真寿園内）
松本市南部地域 包括支援センター		松南、芳川	双葉 4-16（総合社会福祉センター内）
松本市南西部地域 包括支援センター		神林、笹賀、今井	今井 4820-1（やまびこの里内）
松本市河西部地域 包括支援センター		島内、島立	島内 4970-1（島内公民館内）
松本市河西部西地域 包括支援センター		新村、和田、梓川	和田 4693-1
松本市西部地域 包括支援センター		安曇、奈川、波田	波田 6908-1（波田保健福祉センター内）

《主な業務内容》

① 総合相談支援

高齢者の相談を総合的に受けるとともに、訪問等により実態を把握し、必要なサービスにつなぎます。

② 権利擁護

高齢者虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の多様な社会資源を活用しつつ、包括的かつ継続的なケアマネジメントが行われるよう支援します。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。

3 高齢者福祉事業

本市の 65 歳以上の高齢者人口は、67,015 人で人口比 28.4%です。（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1) 高齢者援護事業（施設入所）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	老人福祉施設への入所	概ね 65 歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。	養護老人ホーム 216 人	千円 448,080

(2) 高齢者の交通手段の確保

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	福祉 100 円バス助成事業	高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。	100 円で市内のバス路線（観光路線除く）及び上高地線電車乗車可能（新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象）	千円 22,590

(3) 高齢者の生きがい対策

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
国市	高齢者クラブ育成事業	単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成（30 人未満クラブは市単独補助）をします。	R4 年度の状況 118 クラブ 4,557 人	千円 4,510
国市	高齢者社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。	友愛訪問に係る経費等を補助	千円 50
市	高齢者就業機会確保事業（社団法人松本地域シルバー人材センター）	高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。	S58.6.1 事業開始 H 3.9.1 波田町との広域化 H12.7.1 山形村の加入 R5.3.31 現在の会員数 1,548 人	千円 19,980
市	高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）	高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。	R4 年度の状況 プラチナ大学入学者 64 名 講座開講数 30 講座	-
市	敬老の日行事	敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。 最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。	地区行事費補助 75 歳以上 1 人 700 円 祝金 100 歳 1 人 30,000 円 88 歳 1 人 10,000 円 国、県、市最高齢者にメダルの贈呈	千円 50,190
市	高齢者福祉入浴事業	市内の公衆浴場と松香寮、松茸山荘別館を低料金で利用できる制度として、入浴を通じて高齢者の健康増進と交流促進を図るものです。	R4 年度の状況 1 人 1 回 100 円 年間 30 枚 延利用枚数 100,135 枚 月平均 8,344 枚	千円 32,330
国市	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	概ね 60 歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座、体育祭等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。	老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施	千円 1,570

(4) 在宅介護 24 時間あんしん支援事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
市	緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより、一時的に在宅での生活が困難となった要介護高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れます。	期間：概ね 1 週間以内 利用料：1 日 1,450 円 (食事代は別)	千円 210
市	介護 110 番事業	介護相談の専門電話です。 (休日・夜間は、留守番電話対応)	Tel：39-1165(サンキューイロウゴ)	千円 50
市	ナイトケア利用料金助成事業	デイサービス等の利用者が、引き続きその施設へ宿泊する場合に、利用料金の一部を助成します。	助成額：経費の 7 割を助成 (7,000 円を上限) 助成回数：年 24 回 (月 6 回を限度)	千円 7,030
市	生活管理指導短期宿泊事業	一時的に在宅での生活が困難となった一人暮らしなどの高齢者を、養護老人ホームで短期間入所受入れます。	期間：概ね 2 週間以内 利用料：1 日 400 円 (食事代は別)	千円 8,270
市	高齢者住宅等整備事業	高齢者の自立支援、介護者の負担軽減のために行なう住宅改修について、経費の一部を助成します。	対象者：前年所得税非課税世帯 補助対象限度額：70 万円 自己負担：補助対象額の 1 割 改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等	千円 6,300
市	高齢者訪問理美容料金助成事業	65 歳以上で寝たきり等の高齢者が、自宅で訪問理美容を利用する場合に、料金の一部を助成します。	1 枚 1,000 円の助成券を交付します。(年間 18 枚上限)	千円 1,020
市	移送サービス事業	要介護 3・4・5 と認定され、通常の車両への乗車が困難な市民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。	寝台タクシー料金の 1/2 (4,000 円上限)を助成する券を最大年 6 枚発行します。	千円 130
市	軽度生活援助事業	65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に、無料で生活援助員を派遣します。	回数：月 1 回 1 時間以内 内容：草取り、家周りの手入れ等の軽作業	千円 1,840

(5) 要援護高齢者に対する事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	予算額
国県市	介護保険利用者負担軽減事業	生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属し、その他の要件を満たすサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。	減免率：1/2、1/4、100/100 対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他	千円 補助 2,020 市単 8,850
市	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等で、緊急時に対応が困難な方に対し、緊急通報や健康相談ができる「緊急通報装置」を貸し出すことにより、急病や災害時等に適切な救助活動を行います。	R4 年度の状況 設置数 374 世帯	千円 7,740

国県市	訪問給食サービス	65 歳以上の高齢者及び障がい者のみの世帯を対象に、配食することで栄養改善を図るとともに見守りを行います。	週 2～6 回昼食を配食	千円 21,130
市	救急医療情報キット支給事業	救急隊員の的確・迅速な救急活動に役立てるよう、個人情報（既往歴、緊急連絡先等）を冷蔵庫内で保管するための専用容器を無料で支給するとともに、市でも個人情報を登録します。	支給対象者： ・松本市避難行動要支援者名簿に掲載されている者 ・独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者	-
国県市	成年後見制度利用支援事業	親族等による法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図ります。	対象者：身寄りのない認知症の高齢者等 事業内容：審判申立費用負担（裁判所手数料）、後見人に対する報酬助成	千円 620
市	地域見守りネットワーク事業	市と協定を結んだ事業者が、高齢者などの要支援者を地域の中で見守り活動を行い、何らかの異変を発見した場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。	協力事業者（計 28 事業所） ・新聞販売店 17 事業所 ・弁当宅配店 2 事業所 ・乳製品販売業者 1 事業所 ・コンビニエンスストア 1 事業所(59 店舗) ・生活協同組合 1 事業所 ・スーパーストア 1 事業所 ・医薬品卸業者 2 事業所 ・介護事業所 1 事業所 ・保険業 1 事業所 ・郵便局 1 事業所(40 局)	-
国県市	認知症施策推進事業	認知症とその疑いのある方とその家族に対して、必要な支援を行います。	・認知症思いやりパスブックの配布 ・思いやりあんしんカードの登録 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症思いやり相談の開催	千円 1,540

(6) 家庭介護支援事業

区分	事業名	事業の概要	内 容	予算額
国県市	家庭介護用品支給事業	介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）の購入費用を助成し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。	対象者：市民税非課税世帯で要介護 4・5 の高齢者を在宅介護している介護者 助成額：年額 48,000 円以内	千円 10,470
国県市	徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症の高齢者が徘徊して行方不明になった場合、早期発見できるシステムを活用し、居場所を家族に伝えて事故防止を図り、家族が安心して介護できる環境を整備します。	対象者：徘徊の恐れがある高齢者を在宅介護している介護者 利用料：1 ヶ月 500 円 （住民税非課税世帯 150 円）	千円 850

4 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

種 別	施設名	所 在 地	定員	松本市 入所者	設 置 主 体
養護老人ホーム	松風園	松本市大字入山辺 1509-1	100	96	松本市
〃	温心寮	松本市波田 6857	100	49	松塩安筑老人福祉施設組合 (3市5村)

(2) 老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

施 設 名	所存地	設置年月日	利用状況 (R4実績)	管理費等 (R5予算)	指定管理者
松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	松本市双葉 4番16号	S58年10月	11,664人	8,450千円	(福)松本市社会 福祉協議会

(3) その他の施設

高齢者に対し生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

種 別	施 設 名	所 在 地
生きがい増進センター	奈川生きがい増進センターふれあいの家	松本市奈川 1575 番地 4
屋 内 ス ポ ー ツ 施 設	安曇島々屋内ゲートボール場	松本市安曇 1028 番地 2
	奈川屋内スポーツ施設	松本市奈川 1575 番地 4

5 市で設置している介護老人保健施設及び通所介護施設

(1) 介護老人保健施設

平成 29 年 4 月から指定管理制度委託料方式から利用料金制・独立採算方式へと移行し、特別会計を廃止

施 設 名	構造・面積	施 設 内 容	指定管理者
松本市城山介護老人保健施設	・鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 2 階建 延床約 4,570 m ² ・鉄骨造 2 階建 延床約 1,300 m ² (2 階は職員宿舎)	介護保険施設として、一般入所、 短期入所療養介護、通所リハビリ テーション、介護予防短期入所療 養介護、介護予防通所リハビリテ ーションの各サービスを提供。 入所定数 119 名 通所定数 25 名	(一社) 松本市医師会

(2) 通所介護施設（老人デイサービスセンター）

通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供

施 設 名	構造・面積	施 設 内 容	指定管理者
松本市島内デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造平屋建 延床約 416 m ²	通所定員 一般 27 名	(福) 敬老園

松本市島立デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 537 m ²	通所定員 一般 30 名 認知症 8 名	
松本市田川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 404 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市芳川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 575 m ²	通所定員 一般 30 名	
松本市東部デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 435 m ²	通所定員 一般 30 名	(福)松本市社会福祉協議会
松本市北部デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造 3 階建 延床約 671 m ²	通所定員 一般 30 名 認知症 10 名	
松本市四賀デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 539 m ²	通所定員 一般 35 名	
松本市安曇デイサービスセンター	鉄骨造 2 階建 延床約 505 m ²	通所定員 一般 18 名	
松本市奈川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 547 m ²	通所定員 一般 15 名	
松本市梓川デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 601 m ²	通所定員 一般 26 名 認知症 9 名	
松本市波田デイサービスセンター	鉄骨造平屋建 延床約 697 m ²	通所定員 一般 35 名	

6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う総合施設として、十分にその機能が果たせるよう管理運営を行っています。

- (1) 設置主体 松本市
- (2) 管理運営 指定管理者制度により、松本市社会福祉協議会と管理運営に関する協定を締結
- (3) 敷 地 7,790.14 m²
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 5 階建、延床面積 4,529.91 m²
- (5) 設置年月 昭和 58 年 10 月
- (6) 施設内容
 - ア 心身障害者福祉センター
 - イ 心身障害児通園施設しいのみ学園
 - ウ おもちゃ図書館
 - エ 松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと
 - オ 南部児童センター
 - カ 松本市プラチナセンター（南部老人福祉センター）
 - キ 南松本訪問看護ステーション
 - ク 南部地域包括支援センター

ケ ボランティアセンター

コ 松本市社会福祉協議会（総務課、地域福祉課、生活福祉課、在宅福祉課、障害福祉課）

サ 会議室その他

(7) 設備改修工事

昭和58年の開館以来30年以上が経過し、老朽化に伴う設備改修が必要になったため、平成29年度から令和元年度を工期とする排水・空調等配管の更新、電灯ＬＥＤ化及びトイレ洋式化等を実施しました。

7 生活保護

(1) 扶助別生活保護費の推移

年 度	総額		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	施設事務費	その他扶助
	保護費	1人当たり月 平均保護費							
	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H21	2,431,068	139,141	821,877	11,838	301,895	1,109,617	58,182	123,121	4,538
22	2,953,956	140,443	1,003,575	18,438	369,479	1,372,592	67,089	114,874	7,909
23	3,037,109	134,600	1,069,448	21,929	412,429	1,343,035	71,364	110,856	8,048
24	3,149,973	136,528	1,094,249	19,982	440,026	1,404,039	74,955	103,925	12,797
25	3,086,072	135,747	1,037,854	16,484	452,793	1,386,778	83,084	97,228	11,851
26	3,167,031	137,130	1,061,639	15,960	480,547	1,393,508	94,028	107,929	13,420
27	3,288,460	141,470	1,016,200	14,197	492,020	1,541,736	103,315	109,063	11,929
28	3,323,735	143,289	1,024,822	11,062	492,914	1,550,608	124,520	110,672	9,137
29	3,305,805	144,006	982,590	10,173	483,790	1,578,318	120,519	123,034	7,381
30	3,187,886	140,783	934,334	8,148	480,908	1,514,955	106,533	134,400	8,608
R元	3,314,576	145,223	914,411	7,178	485,442	1,681,905	86,915	131,660	7,065
2	3,138,425	140,762	874,235	5,757	480,920	1,535,609	81,067	151,887	8,950
3	2,963,921	134,601	835,422	4,996	461,573	1,418,205	74,176	163,606	5,943
4	3,008,542	133,074	854,564	4,975	469,685	1,426,793	64,187	178,753	9,585

(2) 扶助別生活保護人員の推移

年 度	保護実数（年度末）			保 護 延 人 員						
	世帯	人員	保護率	総数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
	世帯	人	‰	人	人	人	人	人	人	人
H21	1,273	1,652	6.8	47,479	15,523	1,021	14,261	13,543	2,761	370
22	1,403	1,849	7.7	57,728	18,800	1,510	17,397	16,519	2,970	532
23	1,462	1,933	8.0	62,862	20,261	1,753	19,085	18,139	3,159	465

24	1,507	1,937	8.0	65,995	20,830	1,628	19,956	19,461	3,457	663
25	1,478	1,869	7.7	65,101	20,305	1,382	19,749	19,418	3,607	640
26	1,553	1,954	8.1	66,108	20,676	1,232	20,161	19,589	3,889	561
27	1,583	1,940	8.1	66,498	20,397	1,109	20,186	19,966	4,386	454
28	1,603	1,957	8.1	66,956	20,278	940	20,223	20,113	5,054	348
29	1,608	1,908	8.0	65,819	19,947	796	19,773	19,758	5,232	313
30	1,580	1,883	7.9	64,284	19,507	730	19,457	19,167	5,154	269
R元	1,586	1,902	8.0	64,164	19,580	743	19,554	18,875	5,099	313
2	1,572	1,858	7.9	63,043	19,210	611	19,419	18,626	4,803	374
3	1,560	1,835	7.8	60,381	18,524	528	18,609	17,989	4,386	345
4	1,602	1,884	7.9	61,119	18,827	510	18,767	18,393	4,273	349

8 障がい者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R5 年度予算額 (千円)
国 県 市	相談支援事業	基幹相談支援センターに機能強化コーディネーターを配置し、主に事業者等からの総合的・専門的な相談に応じます。 また、4か所の総合相談支援センターが、障がい者やその家族からの相談に応じます。	障がい者基幹相談支援センター 障がい者総合相談支援センター ・障がい者相談支援センターあいほっと ・相談支援センターライフアシスト ・障害者相談支援センター中信 ・ケ・セラ社会福祉士事務所	49,120
国 県 市	自立支援医療（更生医療）給付事業	障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療費を助成します。	R4 年度実績 利用者数 255 人	291,530
国 県 市	補装具交付及び修理	障がいを補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。	R4 年度実績 交付 228 件 修理 165 件	2,800
国 県 市	日常生活用具給付貸付事業	重度の心身障がい者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。	R4 年度実績 給付件数 5,500 件	53,710
国 県 市	障害者就労支援事業	就労生活支援ワーカーを配置し、障がい者の就労と生活の両面を支援しています。	一般社団法人ぴあねっとへ委託	5,060
国 県 市	手話通訳者設置事業	来庁される聴覚障がい者の利便や社会参加の促進を図るため、手話通訳者を設置します。	専任手話通訳者 1 名配置（通年）	3,660
国 県 市	手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障がい者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に通訳者や要約筆記者を派遣します。	R4 年度実績 手話通訳者 1,290 回 要約筆記奉仕員 193 回	5,570
国 県 市	字幕・手話広報作成事業	松本市の広報番組等に字幕、手話を挿入し、聴覚障がい者へ提供します。	放映回数 年 10 回 DVD 作成 2 枚	780
国 県	自立支援医療（精神通院公費負担）給付	精神の病気で通院する際にかかった医療費（薬剤費適用）の自己負担のうち 90%を公費負担しま	障害者総合支援法の規定により国・県が 1/2 ずつ負担 受給者 5,060 名	

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R5 年度予算額 (千円)
	事業	す。 市では申請受付業務をしています。		
県 市	心身障害児 (者)タイムケ ア事業	個人、団体の登録介護者が障がい 児者を一時的に預かり、介護者の 負担を軽減します。	R4 年度実績 利用者数 227 人	6,640
市	障害児(者)施 設訪問看護サ ービス事業	通所等の施設において、医療的ケ アが必要な通所者のため、看護師 等を配置した場合に、経費の一部 を補助します。	R4 年度実績 なし	250
市	身体障害者住 宅整備事業	障がい者の日常生活の利便を図る ための住宅の整備改修費用を助成 します。	浴室、台所、トイレ、洗面 所、玄関、階段等の整備改修 2 件	1,600
市	心身障害児 (者)通所通園 等推進事業	心身障害児者施設に入通所してい る障がい児者の保護者に、帰省面 会及び通所時の有料道路代や燃料 代を助成します。	R4 年度実績 19 人	110
市	重度心身障害 者(児)タク シー利用料金 助成事業	歩行困難な重度心身障がい者の外 出支援策として、一定の要件のも と、タクシー利用券を交付しま す。	年 24 枚 (1 枚 700 円) 対象者：身体障がい者 (肢 体、体幹、視覚、内部障がい) 知的障がい者 人工透析者は年 48 枚	18,750
市	重度心身障害 者(児)自動 車燃料費助成 事業	歩行困難な重度心身障がい者の外 出支援策として、一定の要件のも と、自動車燃料費を助成します。	1 カ月あたり 1,400 円を限度 額として助成 年 16,800 円 対象者：肢体、体幹、視覚、 知的、内部各障がい者	
市	心身障害者扶 養共済掛金補 助事業	障がい者の保護者が加入する年金 制度で、低所得世帯が負担する掛 金の一部を補助します。	R4 年度実績 対象者数 4 人	420
市	福祉自動車貸 出事業	心身に障がいのある市民の外出を 容易にするため、福祉自動車を無 料で貸し出します。	松本市社会福祉協議会でリフ ト付き自動車の貸し出し	400
市	身体障害者補 助犬助成事業	盲導犬、介助犬、聴導犬を使用し ている障がい者に、飼育管理費の 負担軽減のため助成をします。	R4 年度実績 3 頭	110
市	福祉理美容料 金助成事業	常時介護を必要とし外出の困難な 1、2 級の身体障がい者が、訪問 理美容を受ける際の費用を一部助 成します。	年 6 回以内 1 回 3,000 円 R4 年度実績 利用者数 11 人	180
市	在宅強度行動 障がい者等短 期入所利用支 援事業	強度行動障がい者の介護者、家族 がまとまった休息をとれることを 目指し、施設の受入体制を支援し ます。	1 日 3,900 円 R4 年度実績 なし	360
国県市	強度行動障が い者日中一時 支援事業	強度行動障がい者の日中における 活動の場を確保し、当該障がい 児・者家族の就労の支援、及び家 族の日中の負担の軽減を図りま す。	単価 4 時間以下 4,857 円 8 時間以下 9,715 円 8 時間超え 14,572 円	5,330

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	内 容	R5 年度予算額 (千円)
市	強度行動障がい者住宅整備事業	強度行動障がい者を住宅で介護している家族の負担を軽減します。	補助限度額 90 万円 補助率 9/10 R4 年度実績 1 件	900
市	強度行動障がいに対応するための施設改修事業	強度行動障がい者を受入れている施設職員負担を軽減し、受け入れ可能施設を増やすことにより、家族の休養を図ります。	限度額 200 万円 R4 年度実績 3 件	2,000

9 障がい者（児）の状況

(1) 身体障がい者（児）数の推移（各年度末現在）

年度	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
R2	568 人	3,538 人	745 人	4,853 人	9,704 人
	5.9 %	36.4 %	7.7 %	50.0 %	100.0 %
R3	573 人	3,583 人	739 人	4,708 人	9,603 人
	6.0 %	37.3 %	7.7 %	49.0 %	100.0 %
R4	584 人	3,596 人	727 人	4,591 人	9,498 人
	6.1 %	37.9 %	7.7 %	48.3 %	100.0 %

(2) 知的障がい者（児）数の推移（各年度末現在）

年度	重度 (A1)	中度 (A2・B1)	軽度 (B2)	合 計
R2	673 人	578 人	861 人	2,112 人
	31.8 %	27.4 %	40.8 %	100.0 %
R3	689 人	593 人	909 人	2,191 人
	31.4 %	27.1 %	41.5 %	100.0 %
R4	697 人	611 人	948 人	2,256 人
	30.9 %	27.1 %	42.0 %	100.0 %

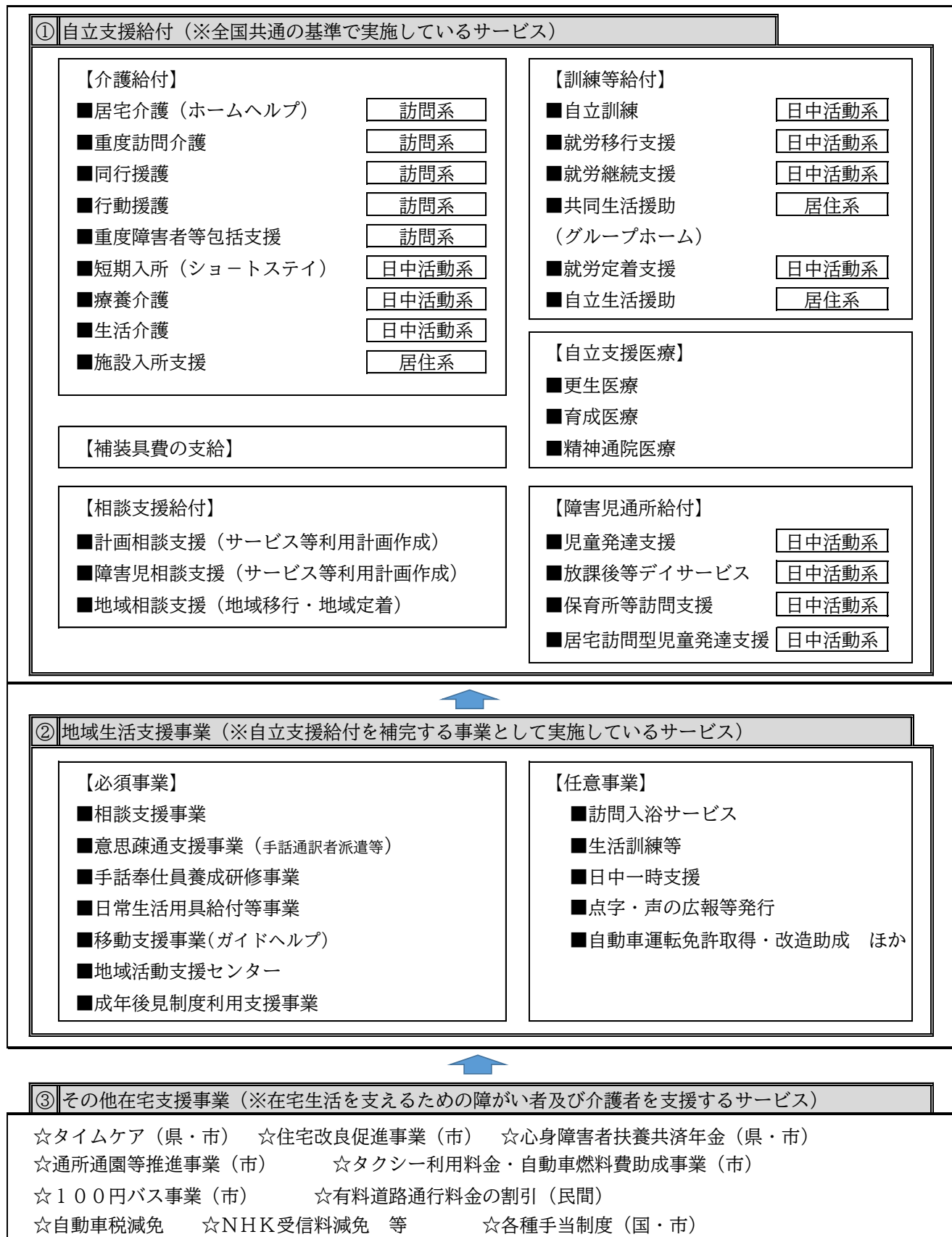
(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年度末現在）

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
R2	1,193 人	1,481 人	241 人	2,915 人
	40.9 %	50.8 %	8.3 %	100.0 %
R3	1,248 人	1,637 人	264 人	3,149 人
	39.6 %	52.0 %	8.4 %	100.0 %
R4	1,274 人	1,814 人	285 人	3,373 人
	37.8 %	53.8 %	8.4 %	100.0 %

※ (1)～(3)の障がい者数は 18 歳未満の児童を含む

10 障害福祉サービス

(1) 制度の概要



(2) 主なサービスの利用状況（令和4年度実績）

サービス形態	サービス種別	延利用者（人）	金額（千円）
介護給付サービス	居宅介護	5,608	370,076
	重度訪問介護	68	120,207
	行動援護	947	75,408
	重度障害者等包括支援	50	46,037
	同行援護	801	30,062
	短期入所	730	82,384
	療養介護	608	165,928
	生活介護	6,218	1,288,156
	施設入所支援	2,627	412,264
訓練等給付サービス	共同生活援助	3,382	569,993
	自立訓練	308	23,599
	自立生活援助	47	1,058
	就労移行支援	924	156,407
	就労継続支援A型	1,542	211,887
	就労継続支援B型	7,777	822,319
	就労定着支援	243	8,662
相談支援	計画相談支援	6,741	105,403
	地域移行支援	1	51
	地域定着支援	71	364

11 障がい者施設

障がい者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

種別	施設名	所在地	定員	指定管理者
就労継続支援B型施設	松本市希望の家	松本市双葉 4-16	20	(福) 松本市社会福祉協議会
	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 480-8	20	
	松本市南ふれあいホーム	松本双葉 4-8	20	
	松本市北ふれあいホーム	松本市沢村 1-14-26	20	
	松本市障がい者就労センター・はた	松本市波田 6908-1 松本市波田保健福祉センター内	40	
地域活動支援センター	松本市心身障害者福祉センター	松本市双葉 4-16 松本市総合福祉センター内	20	

12 医療費助成制度（福祉医療）

区分		実施年月日	要件	R4 年度実績				備考
				受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
						県	市	
障がい者	県補助	H15.7.1-	・身障 1・2 級の者 (特別障害者手当準拠) ・身障 3 級の者 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠) ・療育手帳 A1・A2・B1 の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳 2 級の者の通院 (本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠)	(人) 7,618	(千円) 558,949	(千円) 279,131	(千円) 279,818	助成の歩み (H15 年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 (H17 年度から) ・入院時食事療養費標準負担額の 1/2 の助成 (H18 年度から) ・所得制限の一部廃止 (H21 年度から) ・受給者負担金の引き上げ (300 円→500 円) (H22 年度から) ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 (自立支援医療指定医療機関通院の助成) (H25 年度から) ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 通院全体に拡大
	市単独	H18.8.1-	・上記以外の身障 1・2 級の者 (所得制限なし) ・上記以外の療育手帳 A1 の者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳 1 級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障 3・4 級の者 (特別障害者手当準拠) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳 2 級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・特児 1・2 級の者 (特別障害者手当準拠)	2,297	247,582	-	247,582	

※ 20 歳以上の実績 (20 歳未満は、こども福祉課)

13 見舞金支給事業

事業名	実施年月日	要件	支給額	受給者数
特定疾患患者 見舞金支給事業	S48.4.1	1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者 2. 本市に 1 年以上住所を有する者	年間 12,000 円	R4 年度実績 1,628 人

14 手当等の概要

区 分 (実施年月)		支 給 額	支 給 要 件	支給制限	受給者数 R4 年度実績 (人)
国 の 制 度	特別障害者手当 (S39.9)	月額 27,980 円	20 歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	所得制限あり 併給制限なし	293
	福祉手当 (経過措置) (S61.4)	月額 15,220 円	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において、障害基礎年金又は特別障害者手当の支給を受けることのできない者	所得制限あり 併給制限あり	2
市 の 制 度	心身障害者福祉 手当 (S42.4)	年額 33,000 円	20 歳以上の在宅者 身障 1 級、療育 A1・A2、 精神保健福祉 1、2 級	所得制限あり 特別障害者手 当等併給制限 あり	4,198
	外国人高齢者 特 別 給 付 金 (H7.4)	月額 10,000 円	大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者 永住者又は特別永住者 厚生年金その他の年金を受給していない者	生活保護受給 者期間 社会福祉施設 入所期間 所得制限有り	2
	高齢者介護手当 (H14.4)	年額 60,000 円	重度の要介護高齢者（65 歳以上の要介護 3～5）を家庭で 180 日以上同居して介護している者	な し	1,286
		年額 30,000 円	重度の要介護高齢者（65 歳以上の要介護 3～5）が死亡した場合で、家庭で 90 日以上 180 日未満同居して介護していた者		

15 国民健康保険事業

(1) 概要

- ・ 事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・ 被保険者世帯数 28,965 世帯（令和 5 年 3 月 31 日現在）
- ・ 被保険者数 43,523 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）
- ・ 加入割合 世帯 26.7% 人口 18.5%
- ・ 一部負担金の割合
 - 義務教育就学前 2 割
 - 義務教育就学後～70 歳未満 3 割
 - 70 歳以上 75 歳未満 3 割（現役並み所得者）
2 割（現役並み所得者以外の方）
- ・ その他の保険給付
 - 出産育児一時金 500,000 円
（産科医療補償制度対象外出産の場合は 488,000 円）
 - 葬祭費 50,000 円

結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第 1 条第 3 号に規定する医療を受けたとき

- ・ 保険税、料の別 保険税
- ・ 普通徴収納期回数 9 回 ・ 特別徴収納回数 6 回

(2) 保険税賦課状況

区 分			R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
負荷割合	所 得 割	医療給付費分	68.9%	68.5%	69.0%	67.4%	
		後期高齢者支援金分	69.2%	68.7%	69.2%	69.4%	
		介護給付金分	68.2%	67.4%	67.9%	67.7%	
	均 等 割	医療給付費分	18.2%	18.3%	17.9%	19.1%	
		後期高齢者支援金分	18.4%	18.6%	18.2%	18.0%	
		介護給付金分	17.0%	17.4%	17.0%	17.1%	
	平 等 割	医療給付費分	12.9%	13.2%	13.1%	13.5%	
		後期高齢者支援金分	12.3%	12.7%	12.6%	12.6%	
		介護給付金分	14.9%	15.3%	15.1%	15.2%	
税率	所 得 割	医療給付費分	9.1/100	9.1/100	9.1/100	8.1/100	8.1/100
		後期高齢者支援金分	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100	3.2/100
		介護給付金分	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100	2.6/100
	均 等 割 (1人当たり)	医療給付費分	18,800 円	18,800 円	18,800 円	18,800 円	18,800 円
		後期高齢者支援金分	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
		介護給付金分	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円
	平 等 割 (1世帯当たり)	医療給付費分	22,700 円	22,700 円	22,700 円	21,700 円	21,700 円
		後期高齢者支援金分	7,400 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円
		介護給付金分	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円
1 世帯 当たり	最 高	医療給付費分	610,000 円	630,000 円	630,000 円	650,000 円	650,000 円
		後期高齢者支援金分	190,000 円	190,000 円	190,000 円	200,000 円	220,000 円
		介護給付金分	160,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円
	平 均	医療給付費分	101,037 円	99,825 円	99,242 円	89,053 円	
		後期高齢者支援金分	34,488 円	33,957 円	33,742 円	32,646 円	
		介護給付金分	27,264 円	26,571 円	26,461 円	25,565 円	
1 人 当たり	平 均	医療給付費分	63,878 円	63,830 円	64,370 円	58,594 円	
		後期高齢者支援金分	21,804 円	21,713 円	21,886 円	21,480 円	
		介護給付金分	23,147 円	22,672 円	22,697 円	22,031 円	

(3) 保険税収納率

区 分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
計	74.85%	75.57%	78.37%	80.22%	80.26%
現 年 度 分	92.93%	92.63%	93.81%	94.01%	94.01%
滞 納 繰 越 分	16.34%	15.80%	19.23%	20.15%	20.73%

(4) 保健事業

ア 特定健康診査及び特定保健指導

- (ア) 対象者 今年度 40 歳から 75 歳未満の被保険者
今年度 30 歳から 39 歳になる被保険者(市単独事業)

(イ) 内容

・特定健診の検査項目

(法定項目)

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、血糖検査（ヘモグロビンA1c）

(市独自追加項目)

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

・特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点を置いた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることが出来るよう支援します。

(ウ) 令和4年度実績（速報値）

特定健康診査	対象者数	受診者数	実施率
	32,833 人	13,670 人	41.6%

特定保健指導	区 分	対象者数	発生率	実施数 (初回面接 利用者数)	実施率 (初回面接 利用率)
	動機付け支援	864 人	7.7%	529 人	61.2%
	積極的支援	257 人	2.3%	121 人	47.1%

(エ) 第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）の目標値

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定健康診査	50%	50%	50%	53%	56%	60%
特定保健指導	50%	50%	50%	55%	57%	60%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 対象者 今年度 35 歳から 75 歳未満の被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円

・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

ウ データヘルス計画推進事業

効果的・効率的な保健事業を実施するため、国が全ての医療保険者に策定を求めている「データヘルス計画」に基づいて、保健事業を実施します。

今年度は、第2期計画の最終年となるため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第3期計画を策定予定です。

(ア) 糖尿病未治療者に対する受診勧奨

特定健診結果を基に、糖尿病に関わる検査項目が基準値以上で未受診の方に対して、受診勧奨を行います。（令和4年度実績：431人）

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防

健診等の結果から、糖尿病で腎機能低下のおそれがあるハイリスク者を抽出し、保健師・管理栄養士・薬剤師等の医療専門職が、医療機関と連携した保健指導・自己管理の支援を行います。（令和４年度実績：21人）

(ウ) 糖尿病治療中断者への受診勧奨

糖尿病と診断され、継続してする必要があるにもかかわらず治療を中断している方に受診勧奨を行います。（令和４年度実績：37人）

(エ) 多剤投与通知事業

一定の基準に該当する方に服薬情報を送付し、かかりつけ医・薬剤師への相談を促します。（令和４年度実績：1,312人）

エ 後発医薬品利用差額通知

平成 25 年度から生活習慣病や慢性疾患への効果を持つ医薬品を対象に、処方された先発医薬品と後発医薬品との利用差額通知を実施しています。被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。（令和４年度実績：発送件数 2,738 件）

16 後期高齢者医療制度

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・事業開始 平成 20 年 4 月 1 日
- ・被保険者数 37,968 人(令和 5 年 3 月 31 日現在)
- ・一部負担金の割合 現役並み所得者 3 割
一定以上所得者 2 割（令和 4 年 10 月から）
一般 1 割
- ・その他の保険給付 葬祭費 50,000 円
- ・保険税・料の別 保険料
- ・普通徴収納期回数 9 回 特別徴収収納回数 6 回

(2) 保健事業

ア 後期高齢者健康診査

(ア) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 検査項目

（法定項目）

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、血糖検査（ヘモグロビンA1c）

（市独自追加項目）

心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

(ウ) 令和 4 年度実績（速報値）

健 康 診 査	対象者数	受診者数	実施率
	34,665 人	15,536 人	44.8%

イ 人間ドック受診補助

(ア) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

(イ) 助成額

・人間ドック 日帰り 15,000 円 1泊2日 20,000 円

・脳ドック 血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

(令和4年度から人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドックは対象外)

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、75歳以上の後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

(ア) 医療・介護のレセプト及び健診データから、健康課題の把握・検討を実施

(イ) 後期高齢者健診やレセプトからハイリスク者を抽出、保健指導を実施し、必要に応じて医療・介護等のサービスへ接続

(ウ) 三師会等関係団体と連携し、医療専門職が住民主体の高齢者の集いである通いの場へ出向き、フレイルチェック、保健指導、個別相談等を実施

(エ) 事業参加者の記録管理とフォローを実施

17 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図ることを目的として開設し、松本市医師会を始めとする関係機関の協力の下、運営しています。

(1) 施設の概要

区 分	内 容
住 所	松本市城西 2-5-22
開 設 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日
開 設 者	松本市長
管 理 者	松本市医師会長
診 療 科 目	小児科・内科
診 療 日	365 日（年中無休）
診 療 時 間	午後 7 時～午後 11 時
職 員 体 制	医師 2（小児科・内科各 1） 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名

主 な 設 備	血圧計・聴診器・耳鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X線透視装置・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他
---------	--

(2) 令和4年度利用人員

診 療 科 目	利 用 者 数	構成比	1日平均数
小児科（0～15歳）	1,904人	67.7%	5.2人
内 科（16歳以上）	908人	32.3%	2.5人
合 計	2,812人（男1,440人・女1,372人）	100%	7.7人

18 診療所管理運営

地区住民が安心して医療を受けることができる地域医療体制を確保するため、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

このうち、奈川診療所は、老朽化が著しく、土砂災害特別警戒区域に隣接する要件解消、また、地区内の主要施設の集約化を進めるため、令和4年度に移転改築工事を実施しました。

(1) 各診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置年月日	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和24年 4月1日	平成28年 4月1日	昭和28年 1月10日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療日 及び診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科) 月・火・木・金 9:00～11:30 (外科) 第2水曜日 10:00～12:00 (歯科) 月・火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（市立病院医師） 信大歯科医師 市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

(2) 令和4年度利用人員

区 分	大野川診療所		沢 渡 診療所	稲 核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
	内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数	1,274	674	229	388	1,376	268	2,968	616
1日平均数	8.9	4.8	4.9	4.1	14.5	2.8	16.4	4.4
診療日数	143	141	47	94	95	95	181	141

19 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1年365日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。(松本広域圏8病院、うち市内7病院)

○休日及び夜間における救急医療体制(令和4年度)

(1) 松本市医師会

(単位:千円)

区分	実 施 内 容			事業費	
初期 救急 医療	休日（74 日）	昼間	各科 7～8 院	2,800	14,853 （委託料）
		夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院		
	平日（291 日）	夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院	8,245	
	土曜（50 日）	午後	内 科・外 科・小児科 各 1～2 院	700	
	看護師手当助成			3,108	
区分	実 施 内 容			事業費	
二次 救急 医療	休日（74 日）	昼間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院	10,332	94,497 （補助金）
		夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院	11,070	
	平日（291 日）	夜間	内 科・外 科・小児科 各 1～3 院	48,195	
	土曜（50 日）	午後	内 科・外 科・小児科 各 1～2 院	5,780	
	空床確保（7 院）			2,380	
	他科待機（耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科 各 1 院）			2,847	
	安曇野市分			13,893	
（小 計）					109,559
医師損害賠償責任保険					806
（合 計）					110,365

(2) 松本市歯科医師会

(単位:千円)

実 施 内 容	事業費(補助金)	
休日緊急歯科診療 休日昼間(歯科医師会館 75 日)	2,520	4,147
口腔衛生センター歯科衛生指導	1,627	

(3) 松本薬剤師会 (単位:千円)

実 施 内 容	事業費(補助金)	
休日当番薬局 (休日 74 日)	656	1,043
夜間当番薬局 (平日夜間 291 日)	387	

(4) 子育て支援講座

夜間急病センターの看護師が出前講座の講師となって、「子どもが急病になったときの対応法」や「上手な病院のかかり方」等、日常的な乳幼児の初期医療に関して説明し周知啓発を図っています。令和4年度は市内地区単位、幼稚園などで4回実施しました。

20 災害医療

(1) 目的

地震等の大規模災害発生時に、保健・医療・福祉に係る諸団体が、効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動を実施するための体制の充実を図ります。

(2) 医療救護訓練

ア 令和4年度は、松本市保健医療調整本部の設置・運営訓練を実施。E M I S (広域災害救急医療情報システム) や新たにアンケートフォームにより情報連携するとともに、D M A T (災害派遣医療チーム) 活動拠点本部とW e b会議を実施しました。

イ 住民が参加する医療救護所を1か所開設し、トリアージ訓練等の実践的な訓練を実施しました。他の17か所の医療救護所では、開設及び運営の手順を確認しました。また、建築士会指導の下、建物安全確認のための動画を撮影しました。

(3) 地震等の大規模災害発生時における医療救護所設置場所一覧 (令和5年4月1日現在)

	救護所設置場所	所在地 電話番号		救護所設置場所	所在地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	13	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	14	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウイング・松本 商工会館	中央 1-18-1 32-1132 (Mウイング)	15	明善小学校	寿豊丘 813-7 58-3244
4	開智小学校	開智 2-4-51 32-0006	16	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	17	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	18	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	19	四賀の里クリニック	会田 1535-1 64-2027
8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	20	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	並柳小学校	並柳 4-9-1 29-0869	21	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2121 (奈川支所)
10	松島中学校	島内 3986 40-1367	22	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
11	中山小学校	中山 3517 58-5823	23	波田中学校	波田 10145-1 92-2034

12	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。
----	-------	--------------------	---

21 松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク

(1) 目的

産婦人科医不足による分娩医療機関の負担軽減を図り、安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成 20 年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立しました。

令和 3 年度からは大北地域が協議会に加入し「松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」として、両地域において妊婦が安心して出産できる環境を構築しています。

(2) 事業内容

- ア 分娩医療機関（6 施設）と健診協力医療機関（16 施設）の役割分担と連携体制の構築
- イ 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布
- ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給
- エ 住民への広報活動

(3) 成果

ア 共通診療ノートの活用等によって、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られています。

イ 引き続き、安心して出産・子育てができる医療体制の確保を推進していきます。

22 予防接種

(1) 予防接種の推進

ア 平成 25 年 4 月から「おたふくかぜ」ワクチンの費用の一部補助を実施しています。

イ 平成 26 年 10 月から「水痘」ワクチンと「高齢者肺炎球菌」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。

ウ 平成 28 年 10 月から「B 型肝炎」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。

エ 平成 31 年 4 月から「風しん」の排除を目的とした 6 年間の時限措置として、定期接種を受ける機会がなかった男性を対象に、無料で抗体検査を実施し、抗体が基準以下の男性には定期接種として麻しん風しん混合ワクチンの接種を実施しています。

オ 令和 2 年 10 月から「ロタウイルス感染症」ワクチンの接種事業を定期接種として実施しています。

カ 令和 2 年 10 月から「こどものインフルエンザ」ワクチン費用の半額助成を実施しています。

キ 令和 4 年 4 月から「ヒトパピローマウイルス感染症」ワクチンの積極的勧奨を再開し、積極的勧奨の控えにより接種機会を逃した世代の女性に対して、公平な接種機会を確保する観点から、3 年間の時限措置として定期接種を行うキャッチアップ接種を実施しています。

ク 令和 5 年 4 月から「带状疱疹」ワクチン費用の一部補助を実施しています。

23 保健衛生

(1) 松本市健康増進総合計画の推進

ア 目的

「誰もが健康を実感できるまち」の実現を目指し、「健康をつくる」と「健康を守る」を融合させた健康施策を展開し、健康寿命の延伸と健康格差の是正を推進します。

イ 主要推進事業

(ア) がん検診の推進

受診率向上のため、特定健診等と同封の個別通知による受診勧奨、また、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、21歳の市民に子宮頸がん検診、41歳の市民に乳がんマンモグラフィ検診、更に市独自で60歳の市民に肺がんCT検診、40歳の市民に大腸がん検診、35歳の女性に乳がん超音波検診の無料クーポンを送付します。さらに、子育て中の市民が受診しやすいように、検診時の託児サービスを実施します。

(イ) 生活習慣病予防対策

a 食育の推進

- (a) 令和4年度に策定した「第4期松本市食育推進計画」に基づき、各部局や関係団体と連携し、推進します。
- (b) 「あなたの生活にプラスワン」を新たなキャッチフレーズとして、市民一人ひとりが自主的に豊かな食習慣を育める取組みを提案します。
- (c) 第3期計画に引き続き「おいしく食べよう具だくさんみそ汁」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を重点取り組みとし、「1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～」を推進します。
- (d) 地域での体験講座やICTを活用した情報提供を通じ、より実践につなげやすい食育を展開します。

b 特定健康診査及び特定保健指導

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査とその結果を踏まえた特定保健指導を、また、後期高齢者医療加入者を対象に後期高齢者健診を行います。特定健診の結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた個別の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

c 受動喫煙防止推進事業

(a) 受動喫煙防止に向けた環境整備

松本市受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を生じさせない環境整備を進めます。

(b) 未成年にはじめの1本を吸わせない取組み

未来を担う子どもたちを受動喫煙の被害から守るために、未成年者への喫煙防止啓発や子育て世代への正しい知識の普及に取り組みます。

(c) 禁煙成功に導くための医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携強化

(ウ) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療及び不育症治療費の助成事業を実施しています。また、安心して出産、育児ができるよう、妊産婦健診及び新生児聴覚検査の助成、産後ケア事業、母乳・育児相談、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実

施し、育児に不安を持つ親の支援をします。

さらに、子育てを包括的に支援するため、母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携することにより、妊娠期から子育て期までにわたる、多様化する子育て家庭のニーズに応える取り組みを行います。

令和４年度からは、国が創設した「出産・子育て応援交付金」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時と出産後にそれぞれ５万円相当を給付する経済的支援を一体とした事業を、令和５年３月から開始しています。

(エ) 保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。更に、保健活動の拠点を地区へ移行しています。

(オ) フレイル予防の推進

a 体力づくりサポーター育成と自主運動サークル立ち上げ支援

住民一人ひとりがフレイル予防に努め、主体的にフレイル予防に取り組めるよう地区住民の自主活動を支える人材「体力づくりサポーター」の育成と「いきいき百歳体操」を週１回実施する自主サークルの立ち上げを支援します。

b フレイル予防の周知啓発と保健指導

通いの場において、フレイル予防の講座を実施します。フレイル該当者には、受診勧奨や生活指導を実施するなどのフォローを行うとともに、よりハイリスクの方へは個別指導を行います。

c フレイル対策の医療連携体制整備とフレイル該当者の把握強化

令和４年度に設置したフレイル予防推進協議会において、松本市におけるフレイルの対策及び医療連携の在り方について協議します。

また、今年度から新たに、市内の７５歳以上の一人暮らし高齢者（介護保険未認定者）を対象に「電力データを用いたフレイル予防サービス」を実施し、フレイルの早期発見に努めます。

(2) 自殺予防対策事業

令和４年度に策定した「第３期松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を包括的に推進します。さらに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の様々な相談に対応するとともに、自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代に、相談窓口の啓発及び相談を促すため、ＩＣＴを活用した、検索連動型広告を導入し、相談支援先の情報を積極的に届けるよう支援します。

また、小中学生を対象に、困った時にＳＯＳが出せるための知識を身に着ける講座を実施します。

(3) 三献運動の推進

ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成９年３月１３日に「三献運動推進都市宣言」をしました。

イ 推進組織により、推進市民大会や街頭啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。

ウ 臓器提供意思表示カード付きリーフレットや啓発用ポケットティッシュの配布をします。

(4) 令和 5 年度保健事業計画

種別		対象	実施内容	場所等
母子	母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付 同時に健康相談を実施。子育て応援プラン作成	健康づくり課 各保健センター
	妊婦一般健康診査	妊婦	基本健診 14 回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査 5 回と超音波検査 4 回を公費負担	委託医療機関
	妊婦歯科検診	妊婦	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関
	妊産婦相談 家庭訪問	妊産婦	初産婦及び高年・若年・外国人等ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援	随時
	受動喫煙防止啓発	妊婦	マタニティタグ配布	健康づくり課 各保健センター
	新生児聴覚検査	新生児	聴覚検査（自動 ABR、OAE）	委託医療機関
	新生児訪問	新生児と産婦	育児相談、身体測定、発達観察	第一子・低体重児全員及び希望者、病院連絡時
	産婦健康診査	出産後 1 か月の産婦 必要時 2 週間の産婦	問診、診察、体重、血圧、尿検査 エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）	委託医療機関
	乳児一般健康診査	生後 3～11 か月	医師診察、身体計測、栄養指導等	委託医療機関
	4 か月児健診 10 か月児健診	生後 4 か月 生後 10 か月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科相談（10 か月児） ブックスタート事業（10 か月児）	各保健センター
	1 歳 6 か月児健診 3 歳児健診	1 歳 6 か月の翌月 満 3 歳の翌月	身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談 栄養相談、歯科診察、歯科相談、 視力検査（3 歳児）、尿検査（3 歳児）、セカンドブック事業（3 歳児）	各保健センター
	二次健診・相談・教室	あゆみクリニック	発育・発達上観察を要する児や育児に心配を持つ親に対して小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる健診、相談等を実施	南部・北部・中央保健センター
		発達相談（すくすく相談）		各保健センター
		心理相談（にこにこ相談）		各保健センター
		こころの相談	本人及び家族等	南部保健センター
		育児支援教室（どんぐり教室）	支援の必要な乳児と保護者	各保健センター
	育児学級	育児学級	離乳食の基本と作り方、食べさせ方、児の発達、口腔ケアについて	各保健センター、Zoom で配信
		育児教室	児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操	各地区
		多胎児交流会	多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、情報交換	筑摩児童センター
	育児相談	乳幼児の保護者	育児に関する相談、身体測定、発達観察等	各保健センター 各地区
	むし歯予防	乳幼児	1 歯科管理登録による健診・指導 2 保育園・幼稚園集団指導	歯科医師会館 保育園・幼稚園

種別		対象	実施内容	場所等	
母子	不妊治療助成事業		不妊治療を受けた夫婦	年度内に不妊治療にかかった保険適用分の医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付 通算5回まで	健康づくり課
	不育症治療助成事業		不育症治療を受けた夫婦	不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付 1治療につき1回の申請 通算5回まで	健康づくり課
	育児ママヘルプサービス事業		家族等から育児支援が受けられない、育児不安が強い等支援の必要な母	助産師を家庭に派遣して育児相談等の育児支援を実施	申請者の家庭
	産後ケア事業		家族等から育児支援が受けられない、育児不安が強い等支援の必要な母	産褥入院・産後デイケア利用料の8割（上限有）を市が補助 乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等	委託医療機関・助産所
	母乳・育児相談		産婦	母乳相談、育児相談、心や体の相談 母乳・育児相談利用助成券の交付1,000円×3枚	委託医療機関・助産所
	母子保健コーディネーター配置事業		妊婦・産婦・乳幼児	庁内外関係機関との連携 子育て応援プラン・支援プラン作成 こどもプラザでの子育て相談 等	健康づくり課 こどもプラザ
成人・高齢者	がん検診	肺がんCT検診	40歳以上 （3年に1回）	CT撮影	各地区 医師会検査健診センター
		肺がん・結核検診	40歳以上	胸部X線撮影、希望者に喀痰細胞検査	各地区 医師会検査健診センター 指定医療機関
		胃がん検診	30歳以上	胃部X線撮影	各地区 医師会検査健診センター
		大腸がん検診	30歳以上	便潜血検査（2日法）	各地区 医師会検査健診センター 指定医療機関
		乳がん検診	30歳以上の女性	超音波撮影（医療機関では＋視触診※希望者）	各地区 医師会検査健診センター
			40歳以上の女性	マンモグラフィ（医療機関では＋視触診※希望者）	指定医療機関
		子宮がん検診	20歳以上の女性 （HPV検査は30歳以上希望者）	問診、内診、頸部（体部）細胞診 希望者はHPV検査	各地区 指定医療機関
		前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液（PSA）検査	医師会検査健診センター 特定健診受診時実施
	緑内障検診		40歳以上	眼圧検査、眼底検査、前房深度検査	指定医療機関
	肝炎ウィルス検診		40・45・50・55・60・65・70・75歳で1度も検査を受けたことのない方	血液検査（B型・C型肝炎ウィルス）	医師会検査健診センター 特定健診受診時実施
	骨粗しょう症検診	30歳以上	超音波検査	医師会検査健診センター	
		40・45・50・55・60・65・70歳女性	X線検査又は超音波検査	指定医療機関	
	胃がんリスク検診		40・45・50・55・60・65・70・75歳で1度も検査を受けたことのない方	血液検査（ヘリコバクター、ヒト抗体の測定）	特定健診受診時実施 医師会検査健診センター 指定医療機関
	歯周疾患検診		30・40・50・60・70歳	問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導	指定医療機関
	アピアランスケア助成		がん治療を受けた又は受けている方	医療補正具の購入費用に対して、2分の1、2万円を上限として助成金を交付（補正具区分ごとに1回まで）	健康づくり課 保健センター

種別		対象	実施内容	場所等
健康教育	フレイル予防の啓発	主に高齢者	体力づくりサポーター育成 自主運動サークル（いきいき百歳体操）立ち上げ支援 フレイル予防講座（フレイル健診および講話） 電力データを用いたフレイル予防サービス	各地区 福祉ひろば等
	食生活改善推進員養成教室	一般市民	自分の食生活を見直し地域へと広げる食生活改善推進員を養成する健康教室	保健センター等
	食生活改善栄養指導事業	一般市民	生活習慣病予防のための講話と調理実習 食生活改善推進員と実施	全地区
	禁煙相談	禁煙希望者	禁煙に必要な個別指導・支援	各保健センター
	家庭訪問	一般市民	成人健診、乳幼児健診の事後指導、乳幼児の育児指導、高齢者及び精神の保健指導等	必要時訪問
その他の保健指導事業	健康相談	一般市民	面接及び電話による健康相談 健康に関する事、育児、介護等の相談及び支援	各保健センター 各支所、出張所 福祉ひろば等
	自殺予防専用相談 いのちのきずな松本	一般市民	自殺予防、こころの健康に関する相談	東庁舎4階
	地域組織の育成	食生活改善推進員	生活習慣病予防、健康増進、食育推進のため地域で活動する食生活改善推進員の育成	全地区 保健センター
		体力づくりサポーター	身近な場所で体力づくりを中心に自主活動を継続できるサポーターを育成	全地区

24 医療の安全確保

(1) 目的

安全安心で質の高い医療体制の確保を図るため、医療施設等への許認可、指導や医療相談を実施します。

(2) 厚生統計調査

保健衛生行政の基礎資料とするため、各種の厚生統計調査を国からの委託を受けて実施します。

・主な厚生統計調査

統計調査	調査の概要
人口動態調査	出生、死亡、婚姻などの件数、状況の調査
病院報告	医療施設の患者の利用状況の調査
国民生活基礎調査	保健、医療、所得などの国民生活の基礎的な事項の調査 調査地区は、全国から無作為に抽出を行い、調査員が訪問し世帯構成などに関する調査等を実施
受療行動調査	患者の受療状況や満足度などの調査

(3) 医療施設、医療法人

医療法に基づき、医療施設、医療法人に対する許認可や届出の受理を行うとともに、医療機関等に対して指導、監督を行い安全安心な医療提供体制を確保します。

ア 主な業務

(ア) 医療施設の開設許可、開設届の受理

- (イ) 構造設備の変更許可
- (ウ) 医療法人の定款変更等の認可、役員変更等の届出受理
- (4) 医療施設等への立入検査
 - 医療法に基づく立入検査により、医療施設等が医療法及び関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、医療施設等を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として実施します。
 - ア 検査項目 医療安全対策、感染症対策、食品衛生、薬事管理、必要人員数の確認、防火防災、医療機器の安全管理、放射線管理等
 - イ 検査対象病院（年1回実施）
有床診療所（ベッド数により3年又は5年に1回）等
- (5) 医療安全支援センター
 - 医療安全支援センターは、医療法の規定に基づき、各都道府県、保健所設置市等に設置が推進されています。
 - 医療に対する患者・住民の苦情や心配事の相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行います。
 - 市保健所では、保健総務課内に医療安全支援センターを設置し、専属の職員が病気や医療機関に関する相談を無料で受け付けています。

25 保健予防

- (1) 感染症対策
 - 感染症法に基づき、日頃から感染症予防等に関する知識の普及啓発を行うとともに感染症発生の探知に努めます。
 - 感染症発生時には、積極的疫学調査等により発生状況を把握し、濃厚接触者への検査や施設への感染症指導等によりまん延の防止を図ります。
 - 患者には良質かつ適切な医療の提供と、医療費の公費負担を行うとともに、特に結核患者には服薬支援や一定期間の検診を行うことで再発防止を図ります。
 - また、H I V、性感染症の相談及び検査の機会を提供し、早期発見・早期治療に結びつけます。
 - ア 発生状況の把握・情報発信
 - ・感染症発生動向調査
 - ・発生届出受理
 - イ 相談及び検査
 - ・ウイルス肝炎の相談・検査
 - ・風しん抗体検査
 - ・エイズ・性感染症の相談・検査
 - ・結核健診（接触者健診、結核精密検査）
 - ウ 患者等への対応
 - ・就業制限
 - ・入院勧告
 - ・患者の移送

- ・消毒指導
- ・積極的疫学調査
- ・濃厚接触者への検査等

エ その他

- ・患者の医療費負担
- ・感染症に関する周知、予防啓発
- ・感染症診査協議会
- ・エイズ・HIV 等性感染症予防啓発推進協議会

(2) 精神保健業務

精神保健福祉法等に基づき、精神障害者の早期治療の促進、精神障害者の社会復帰及び社会経済活動への参加を図るため、相談事業及び地域生活支援等を実施します。

市民の心の健康を保持、増進するため、精神保健相談事業を実施します。

ア 心の健康づくり事業

- ・相談業務(訪問、面接、電話)
- ・専門医による精神保健相談
- ・依存症対策

イ 精神医療対策事業

- ・医療保護入院(市長同意に関する事務)
- ・医療保護入院時の届出管理

ウ 地域生活支援、社会復帰支援

- ・退院支援
- ・退院後フォローアップ
- ・心神喪失者等医療観察法対応

エ 地区組織支援※

- ・当事者会
- ・精神障害者家族会
- ・断酒会

※会員が松本市民のみの会は市が主催、その他は県と共催

(3) 健康増進業務

国民及び県民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民及び県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために、国及び県が指定した地区に対し調査を実施します。

健康増進法で規定されている特定給食施設等について、各種届出の受理や管理栄養士が必要な助言及び指導を行います。

ア 国民及び県民健康・栄養調査

イ 特定給食施設等の届出の受理

ウ 特定給食施設等の栄養管理に関する指導及び助言

エ 食品表示(保健事項)に係る指導及び相談

オ 食品の虚偽誇大表示に関する指導及び相談

カ 喫煙可能室設置施設の届出の受理(受動喫煙対策)

26 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種

予防接種法に基づく特例臨時接種として、希望する全ての方に安全かつ円滑に接種を無料で実施します。

ア 対象者 生後6か月以上の方（年齢、要件等により接種時期及びワクチンが異なります。）

イ 接種会場 医療機関、集団接種会場、高齢者入所施設

ウ 接種期間 令和6年3月まで

(2) 相談支援体制等

新型コロナウイルス感染症受診・相談センターを9月末まで設置し、発熱などの症状、受診先の相談を24時間対応で行います。また、高齢者施設等の集団感染発生時の検査、感染予防対策の助言・指導等を行い、感染拡大を防止します。

27 食品・生活衛生

(1) 薬事衛生

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業等の許可、許可更新及び諸届出の事務と、これらの施設に立入って構造設備、管理状況等について調査及び監視指導を行い、医薬品等の安全な供給を図ります。

また、薬物乱用防止や献血の推進について、講習会等により啓発を行います。

ア 令和4年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
薬事衛生関係施設	1,483	385
毒物劇物関係施設	232	82
麻薬関係施設	1,597	166

イ 令和4年度 薬物乱用防止・献血に関する講習会

種別	件数	人数
薬物乱用防止	16	1,510
献血	3	699

(2) 生活衛生

市民の日常生活に密接な関係を持つ旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、生活衛生関係法令に基づく施設について、許可・確認及び届出受理を行うとともに、監視指導や科学調査を行うことで施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図ります。

また、温泉の公共利用、墓地の改葬許可等、市民生活に深く関係する営業等の許認可や監視指導を行います。

ア 令和4年度 監視件数

業態名	施設数	監視件数
興行場	6	1
旅館業	337	112
住宅宿泊事業	9	0
公衆浴場	127	43
理・美容所	830	166
クリーニング業	129	35
特定建築物	120	11

(3) 食品衛生

食品衛生法に基づき、食品営業施設の許可や届出に関する事務、食品取扱施設に対する監視指導、食中毒予防のための情報提供や啓発等を行います。

また、年度ごとに監視指導計画を策定し、効率的・効果的に業務を行います。

この計画に基づき、スーパー等で流通している加工食品の食品添加物や農産物の残留農薬の検査を行います。

ア 令和4年度 監視件数

区分	施設数	監視件数
許可を要する施設（許可件数）	4,838	800
営業届出施設（届出件数）	2,168	193
計	7,006	993

イ 令和4年度 収去検査件数

収去検体数	検査項目数
200	3,448

ウ 令和4年度 食品衛生教育実施状況

対象者	回数	人数
営業者・食品衛生責任者	18	686
集団給食施設従事者	1	84
消費者	0	0
計	19	770

(4) 動物愛護及び狂犬病予防

長野県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物が共生する潤い豊かな地域社会を築くため、動物の適正飼養について普及・啓発を行います。また、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進することにより、狂犬病のまん延防止を図ります。

令和4年度は、動物愛護推進員、動物愛護管理関係者及び学識経験者で構成される「動物愛護管理推進懇談会」を計3回開催し、市の動物愛護管理に関する基本方針の検討を行いました。

ア 令和4年度 犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況

犬の登録頭数（うち新規登録）	10,761	(939)
予防注射実施頭数（注射率）	8,938	(83.1%)

イ 令和4年度 動物関係苦情・相談・通報件数

届出・相談内容	犬	猫	その他	計
苦情	97	124	5	226
相談	97	226	21	344
通報	62	54	1	117
計	256	404	27	687

ウ 令和4年度 地域猫活動支援事業補助金の実施状況

項目	頭数
不妊手術（メス）	89
去勢手術（オス）	69
計	158

(5) 乳肉衛生、食鳥

乳、食肉及び食鳥の処理施設、魚介類卸売市場等に対する監視指導及び原乳の細菌検査を行い、畜水産食品の衛生確保を図ります。

また、フグ営業の届出・監視、調理師・製菓衛生師の試験・免許に関する業務を行います。

ア 令和4年度 原乳検査の実施状況

検査数	不適数
67	0

(6) と畜検査

と畜場法に基づき、獣医師である検査員がと畜場に搬入された牛・豚等の全頭を検査し、疾病や食用に適さない部分の排除を行います。

また、と畜場内の衛生管理について、点検・指導を行い、食肉の安全性の確保を図ります。

ア 令和4年度 と畜検査頭数

畜種	頭数
牛	4,135
馬	7
豚	63,179
めん羊	167
山羊	38
計	67,526

(7) 食肉衛生検査所

食肉衛生検査所の建物は、耐震基準が満たされていないため、大規模な地震により、倒壊の危険性が高いことが判明しました。このため、令和5年度に耐震補強工事を実施し、建物の耐震基準を満たすとともに、勤務する職員の安全確保を図ります。

ア 令和5年度予算額

施設名	区分	工事内容	予算額
松本市食肉衛生検査所	工事請負費	耐震補強工事一式	25,650千円

28 地域福祉事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいづくりを住民主体で進めます。地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管しますが、ひろば事業は、住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会へ委託などして実施します。健康福祉部では、福祉ひろばの目的などに基づいた事業が実施できるよう調整を図ります。

ア 地区福祉ひろばの整備

(ア) 整備状況

平成7年度から順次、35地区すべてに整備を行い、平成20年度に本郷地区に2館目を整備し、令和元年度には、鎌田地区福祉ひろばの増築、令和3年度に里山辺地区福祉ひろばの移転、令和4年度に奈川地区福祉ひろばの移転、令和5年7月に芳川地区に2館目を整備しました。

〈施設内容〉

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下	併設施設
135～155 ㎡	約 100 ㎡	約 20 ㎡	15～35 ㎡	公民館・デイサービスセンター等

(イ) 2館目の条件

地区内の人口・高齢者人口ともに市内全地区平均の2倍以上の地区については、面積等の条件を定め、2館目の施設整備又は可能な範囲での増築を検討することとしています。

(ウ) 今後の整備

公共施設再配置計画を踏まえ、施設を適切に維持するとともに公民館と併設していない施設の場合、公民館大規模改修等に併せて集約化の検討をします。

(2) 地域福祉計画の推進

ア 第4期地域福祉計画の推進

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和3年度から7年度までの5年を計画期間とする第4期松本市地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮などの制度や分野ごとの「縦割り」の関係や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な団体がつながる「地域共生社会」を実現していくため、更なる住民主体の地域福祉活動支援や複雑化・複合化した困難な課題などに対応するための多機関の連携体制づくりなどを推進します。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）

8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（国が示す、重層的支援体制整備事業）」を令和5年度から実施します。

事業の実施に当たっては、令和4年度に策定した「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画」に基づき、これまで高齢者分野で培った地域包括ケアシステムの仕組みを活用して、次の3つの支援が相互に重なり合いながら、組織全体でチームとして本人及びその世帯に寄り添った伴走支援を実施します。

- (ア) 個々の課題にチームで伴走支援
- (イ) 狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業：福祉政策課）
- (ウ) 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

ウ 生活支援体制整備事業（高齢福祉課から福祉政策課へ業務移管）

高齢者を中心とした多様な地域の助け合いを推進するため、地区生活支援員の配置を社会福祉協議会に委託し、支援を必要とする人と地域の資源を結び付けるとともに、担い手の育成や地域課題の把握、資源の見える化等を関係職員と一緒に進めています。また、全市的な生活支援体制整備に関する課題解決については、生活支援体制整備委員会へつなぎ協議を行います。

エ 地域福祉活動推進事業交付金等

(ア) 概要

地域住民が互いに支え合う活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動の推進を目的として、任意の団体が行う地域福祉活動を財政支援するものです。

年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
交付件数	4 8 件	5 6 件	5 4 件

事業名			限度額	内容	
【交付金】	支え合い活動事業	健康づくり・居場所づくり事業	5 万円	健康づくり、身体機能の回復、閉じこもりがちな住民等が外出して集うための居場所づくり等に関する事業	
		外出支援事業	10 万円	買い物や通院等の外出支援に関する事業	
		家事支援事業	5 万円	掃除、洗濯、調理、庭木の手入れ等自宅での日常生活における家事支援に関する事業	
事業名			限度額	補助率	内容
【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業 (1 団体 1 回)	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う団体が、当該団体を設立するために行う会議、研修、学習会等に要する経費
		居場所設備整備事業 (1 施設 1 回)	5 万円		支え合い活動を行うために、地域住民の居場所を整備する場合の備品購入等の経費
		居場所改修整備事業 (1 施設 1 回)	35 万円	3/4 以内	支え合い活動を行うために、地域住民の居場所として空き家などを改修する場合の改修費
		支え合い活動運営事業	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
	周知啓発事業		5 万円	10/10 以内	地域福祉活動の普及啓発に係る講師謝礼、チラシの印刷等に要する経費

(3) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 事業の目的

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

イ 事業概要

(ア) 避難行動要支援者名簿

松本市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する

拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供し、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社協等と連携して支援します。

災害時等に配慮が必要な方の名簿登載状況

	避難行動要支援者 名簿登載者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供拒 否の意思表示者
令和 3 年 4 月	16,097 人	13,380 人	2,717 人
令和 4 年 4 月	15,338 人	12,435 人	2,903 人
令和 5 年 4 月	16,688 人	13,069 人	3,619 人

(イ) 福祉事業者等との連携及び福祉避難所体制の構築等

福祉事業者と連携し、福祉避難所運営体制の構築等を推進します。

平成 24 年度 松塩筑木曽老人福祉施設組合の 6 施設と福祉避難所協定を締結

25 年度 (福) 中信社会福祉協会の 4 施設と福祉避難所協定を締結

26 年度 松塩筑木曽老人福祉施設組合の市外 10 施設と福祉避難所協定を締結

28 年度 (一社) 福祉用具供給協会と福祉用具等物資供給等に関する協定を締結

29 年度 福祉避難所協定の拡大に向けて、市内の介護事業者等と協議、調整を実施

30 年度 市内 25 法人 49 事業所と福祉避難所協定を締結

福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、総合防災訓練時に、福祉避難所開設運営訓練を実施

令和元年度 市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結、総合防災訓練時に、福祉避難所開設運営訓練を実施

4 年度 市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結

【福祉避難所協定事業所数】 29 法人 71 事業所 (令和 5 年 4 月)

29 民生委員・児童委員

(1) 役割

ア 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます (民生委員法第 1 条)。

イ 民生委員は、児童委員に充てられたものとされます (児童福祉法第 16 条)。

ウ 主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します (同条)。

(2) 定数

547 人 (主任児童委員 47 人を含む。)

(3) 任期

3 年 (令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日)

(4) 改選

任期満了に伴う一斉改選に向けて、手続きを進めています。

30 社会福祉協議会

- (1) 組 織 全市民の世帯を会員として、35 地区（支会）487 町会（分会）で構成した地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の福祉団体です。
- (2) 目 的 市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。
- (3) 会 費 世帯会費 300 円、団体・施設会費 2,000 円、特別会費 1 口 1,000 円、
（年額） 賛助会費（法人）1 口 10,000 円

(4) 令和 4 年度予算 3,019,428 千円

(5) 各課の事業概要

<総務課>

- ア 組織運営に係る会務（理事会・評議員会・監査の実施、規程の改廃等）
- イ 人事・労務管理
- ウ 財務管理、会計事務

<地域福祉課>

- ア 地域福祉活動の推進
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 生活支援体制の構築
 - ・地区生活支援員（第 2 層生活支援コーディネーター）事業
 - ・有償生活支援事業
 - ・地域包括支援センター（南部、南西部、西部）の運営
- エ 児童・高齢者福祉の推進
 - ・児童センター、放課後児童クラブの運営
 - ・プラチナセンター（老人福祉センター、プラチナ大学等）の運営
- オ 福祉団体の活動支援

<生活福祉課>

- ア 生活・就労の相談支援
 - ・松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の運営
 - ・生活福祉資金貸付事業
- イ 権利擁護の推進
 - ・成年後見支援センターかけはしの運営
 - ・日常生活自立支援事業

<在宅福祉課>

- ア 法人全体の介護サービスの統括
- イ 介護サービスの提供・相談支援
 - ・訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業、指定相談支援事業

<障害福祉課>

- ア 障がい児・者福祉の推進
 - ・心身障害児通園施設「しいのみ学園」の運営

- ・心身障害者福祉センターの運営
- ・就労継続支援B型事業所5施設の運営（希望の家・岡田希望の家・南ふれあいホーム・北ふれあいホーム、就労センター・はた）
- ・共同生活援助事業所2施設の運営（グループホーム井川城、グループホーム水汲）

イ 指定管理施設の管理運営

- ・総合社会福祉センター

<西部地区センター>

ア 地域福祉活動の推進

イ 介護サービスの提供・相談支援

- ・訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業、居宅介護支援事業

ウ 指定管理施設の管理運営

- ・奈川社会就労センター
- ・梓川福祉センター、奈川ふれあいの家・ほのぼの広場

エ 生活支援事業の実施

- ・高齢者等配食サービス事業、公共交通空白地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業

<四賀地区センター>

ア 地域福祉活動の推進

イ 介護サービスの提供・相談支援

- ・訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業、居宅介護支援事業

ウ 生活支援事業の実施

- ・高齢者等配食サービス事業、公共交通空白地有償運送サービス事業、軽度生活援助事業

<北部地区センター>

ア 地域福祉活動の推進

イ 介護サービスの提供・相談支援

- ・訪問介護事業、通所介護事業、通所型サービス事業、居宅介護支援事業

ウ 指定管理施設の管理運営

- ・北部福祉複合施設（ふくふくらいず）

31 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより、福祉サービスを必要とする利用者が安心して適正なサービスを受けられるよう、同法人及び施設等に対する指導監査を行います。

(1) 令和4年度実績

- ア 社会福祉法人一般指導監査 8件
- イ 老人ホーム一般検査 6件
- ウ 介護保険サービス事業所実地指導 115件
- エ 障害福祉サービス事業所実地指導 111件
- オ 保育所及び認定こども園一般指導監査 4件